

災害時に避難支援が必要と思われる方へ

災害時要援護者避難支援制度のお知らせ

災害が発生したとき、自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある方などが円滑に避難できるよう、事前に支援体制を整えておき、一人ひとりの実情にあった避難支援計画を立てておかれませんか。

災害に対する能力の弱い高齢者や障がいのある方は、災害状況・避難情報の入手や避難行動が困難なことから被害を受けやすいことが懸念されます。そのため、阿蘇市では、地域、行政、警察、消防などが協力して災害時要援護者避難支援計画を作成し、避難体制を整え災害時に備えたいと考えています。



この制度についてはお近くの民生委員・児童委員が相談をお受けしていますので、お気軽にご相談ください。避難支援計画を希望する方は、高齢者支援課または健康福祉課で申請を受け付けています。

問い合わせ先
高齢者支援課 ☎ 22-3145
健康福祉課 ☎ 22-3167

お盆中(8月13日~15日)3日間のごみの収集は、休業となります。

市民の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力よろしくお願ひします。
なお、お盆中の資源化ごみ(カン・ビン類、新聞等)につきましては、**来月の収集日**に出してください。詳しくは、ゴミ分別収集カレンダーをご覧ください。

問い合わせ先 市民環境課 ☎ 22-3135

九州電力からのお知らせ

●台風による停電の際は

台風による停電時には、電話がつながりにくくなることがあります。停電情報は下記のホームページでもご確認いただけます。

※台風等非常災害以外の突発的な停電に際しましては、停電情報はご確認いただけません。

携帯電話版ホームページ

<http://kyuden.jp>

パソコン版ホームページ

<http://www.kyuden.co.jp>

携帯メールサービス

台風による停電時には、ご登録いただいた携帯電話に停電情報をメール配信いたします。詳しくは、上記ホームページをご覧ください。



2次元コード

不妊治療への助成制度のお知らせ

熊本県特定不妊治療費の内容【

対象治療法 体外受精及び顕微授精
給付内容

1回の治療につき10万円までとし、
1年度あたり2回を限度に5年間
助成対象者

体外受精及び顕微授精以外の治療法では妊娠の可能性がないと医師に診断された県内(熊本市を除く)に住む戸籍上の夫婦。
本年度(平成20年度)は、治療終了日が平成20年4月1日、平成21年3月31日の方が対象です。平成21年3月末までに必ず申請してください。

所得制限あり
夫婦合算した所得額が730万円未満
指定医療機関
県内に8箇所あります。詳しくは阿蘇保健所(☎320535)にお問い合わせください。

申請に必要な書類
詳しくは阿蘇保健所にお問い合わせください。

不妊に関する相談
下記で相談を受け付けていますので、ご利用ください。

お問い合わせ先

熊本県女性相談センター(熊本県福祉総合相談所内) 熊本市長嶺南2丁目3-3

相談の種類	相談日、時間	対応者
電話相談 096-381-4340	平日9時~16時	相談員(保健師等)
来所(面接)相談	第4金曜14時~16時 (要予約)	産婦人科医師

